山形市本庁舎内における通話録音装置等の設置及び管理運用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、職員への不当な圧力の防止を図り、市民サービスの向上及び業務の公正かつ適正な執行を確保すること等を目的として山形市本庁舎（以下「本庁舎」という。）に設置する通話録音装置の設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　通話録音装置　電話機での通話中に自動で通話内容を録音し、及び記録する装置をいう。

⑵　通話記録　通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録される媒体をいう。以下同じ。）に記録された音声、通信日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

⑶　複製物　電磁的記録媒体に複製された通話記録（複製物を複製したものを含む。）をいう。

（管理責任者等）

第３条　通話録音装置及び通話記録の適正な管理運用に関する事務を行うため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、資産マネジメント課長をもって充てる。

２　管理責任者は、通話録音装置の操作を行わせるため、通話録音装置取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

３　管理責任者は、取扱者以外の者に通話録音装置の操作をさせてはならない。

（設置等の公表）

第４条 管理責任者は、市のホームページにおいて本庁舎における通話録音装置の設置及びその目的について公表しなければならない。

（個人情報保護）

第５条　管理責任者及び取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び山形市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年市条例第２４号）を遵守し、通話録音装置、通話記録及び複製物の取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

２　管理責任者及び取扱者は、通話記録及び複製物の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　第９条第１項各号の規定により通話記録を利用する者は、必要最小限度の人数で当該通話記録を利用しなければならない。

（通話録音装置の使用）

第６条　通話録音装置は、原則として外線電話の通話内容を記録するために使用するものとする。

（通話録音装置の管理）

第７条　管理責任者は、通話録音装置について設置場所の施錠その他適切な方法により厳重に管理するものとする。

（通話記録の保存及び破棄）

第８条　通話記録の保存期間は、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体の記録上限を超え、自動で上書きされるまでとする。

２　通話記録は、記録された時の状態で保存し、加工してはならない。

３　管理責任者は、通話録音装置を賃借人に返却するときは、通話記録を完全に消去し、復元することができないように処置しなければならない。

（通話記録の利用及び提供の制限）

第９条　通話記録は、次に掲げる場合を除き、利用し、又は複製物を作製し、若しくは提供してはならない。

⑴　総務部総務課長が第１条に規定する目的のために利用し、又は通話記録において通話を行った職員が所属する課等の長からの依頼に応じ複製物を提供しようとする場合

⑵　山形市情報公開条例（平成９年市条例第３９号）の規定による公開請求又は法の規定による開示請求等があった場合

⑶　捜査機関から犯罪捜査の目的で文書により提出を求められた場合

⑷　本庁舎から発信した外線電話について、発信した電話機の内線番号を特定する場合

⑸　その他総務部長が必要と認める場合

２　前項第１号、第２号又は第５号に掲げる場合により通話記録を利用しようとする者は、通話録音データ提供依頼書（別記様式）により、複製物の提供を管理責任者に依頼しなければならない。

３　管理責任者は、前項の規定による依頼を受けた場合においてその内容が相当と認めるときは、当該依頼に係る通話記録を特定し、依頼をした者が用意する電磁的記録媒体に当該通話記録を複製し、提供するものとする。

４　前項の規定により複製物の提供を受けた者は、その利用目的が達せられ、複製物を利用する必要がなくなったときは、速やかにこれを廃棄しなければならない。第１項第１号に掲げる場合において、通話記録において通話を行った職員が所属する課等の長が総務部総務課長から複製物の提供を受けたときも同様とする。

（通話記録の開示等）

第１０条　通話記録について山形市情報公開条例の規定による公開請求又は法の規定による開示請求等があったときは、当該通話記録において通話を行った職員が所属する課等において法令等の規定に基づき対応しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、通話録音装置等の設置及び管理運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年８月２８日から施行する。

別記様式（第９条関係）

年　　月　　日

通話録音データ提供依頼書

（宛先）管理責任者

資産マネジメント課長

課（室）長

下記の通話記録の内容を確認したいので、通話録音データの複製物の提供を依頼します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 通話日時 | 年　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分頃 |
| 通話時間 | 約　　　　分 |
| 相手先電話番号 |  |
| 通話内線番号 |  |
| 利用目的 | ・第９条第１項第１号に基づくもの・第９条第１項第２号に基づくもの・第９条第１項第５号に基づくもの　※該当するものに〇を付けること。 |
| 備考 |  |